

令和6年度「就職差別撤廃月間」実施要領

1 目的

「就職」は一人ひとりの人間にとって生活の安定のためだけでなく、自己実現を図り、豊かな社会生活を営むうえで極めて重要である。「職業選択の自由」が基本的人権のひとつとして規定され、就職の機会均等がすべての人に保障されているのも、このような趣旨に基づくものである。

「就職差別撤廃月間」は、「部落地名総鑑事件」を契機として、全ての職場・企業から「就職差別」の解消を図るため、全国に先駆け昭和57年に事業を開始し、各参加団体の継続した取組みにより幅広い事業として定着している。

しかしながら、面接において本人の能力や適性と関係のない事項について質問するなどの就職差別につながる問題事象が高校生や大学生、また一般求職者から今なお、少なからず報告されており、公正な採用選考の確立に向けた取組みがより一層重要なものとなっている。

日頃から事業主側に対しては、公正採用選考人権啓発推進員制度に基づき、「公正採用選考ルール」の周知に努めているところであるが、求職者側にも「公正採用選考ルール」を周知することが重要であることから、本月間においては、求職者をはじめとした府民に「公正採用選考ルール」の周知に合わせ、就職差別に関わる府民からの相談にも対応するなど、就職差別解消に向けて集中的な取組みを実施する。

2 基本方針

- (1) 「公正採用選考」の基本的考え方である、以下3点の趣旨の周知を図る。
 - ① 「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する。
 - ② 応募者のもつ適性・能力を基準として採用選考を行う。（特定の人を排除しない。）
 - ③ 応募者に広く門戸を開く。
- (2) 採用選考上、問題となる質問事項等の具体的な「公正採用選考ルール」の周知を図る。
- (3) 府民からの就職差別に関わる相談に対して、関係機関と連携して具体的な解決を図る。

3 テーマ

メインテーマ 「しない させない 就職差別」（昭和57年以来の統一テーマ）
サブテーマ 「働くのは私！ 私自身を見てください」

4 実施期間・主な取組み

- (1) 実施期間 令和6年6月1日（土）から30日（日）まで
- (2) 主な取組み
 - ① 周知・啓発
 - 関係団体並びに市町村等の関係機関の広報を通じた府民全般に対する周知・啓発。
 - 主として求職者を対象とした啓発リーフレットの配付（ハローワークでの配付）。
 - ② 就職差別110番
 - 月間中（閉庁日を除く）、電話による相談を受付ける。
設置日時 午前9時30分から午後5時30分まで
電話番号 06-6210-9518
 - 月間中、Eメールによる相談を受付ける。
E-mail アドレス: koseisaiyo@gbox.pref.osaka.lg(エルジー).jp

関係団体

大阪労働局、大阪法務局、大阪市、大阪企業人権協議会、大阪同和・人権問題企業連絡会、大阪府内大学等就職問題連絡協議会、人権啓発推進大阪協議会、J Aグループ大阪人権啓発推進連絡会、同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡会議、在阪経済四団体・同和人権問題連絡協議会、大阪府出資法人等人権研修推進協議会、一般財団法人大阪府人権協会、一般社団法人部落解放・人権研究所、一般社団法人公正採用人権啓発推進センター

その他事業実施団体（順不同）